

調べて納得!!

～条文を確認しながら理解する～

# 確定拠出年金講座

2020 年度版「確定拠出年金関連法令条文集」（きんざい）対応

この講座は、確定拠出年金制度の内容が法令等でどのように定められているのかを、条文を確認しながら説明する講座です。そのまま読み進めても理解しやすい構成になっていますが、「確定拠出年金関連法令条文集（以下「条文集」）」（きんざい）で対応箇所を確認しながら学習すると、より理解が深まります。今回のテーマは「事業主・運営管理機関の報告義務」です。

## 第 43 講 「事業主・運営管理機関の報告義務」

（確定拠出年金法第 50 条 2020 年度版条文集 P126 ほか）

事業主や運営管理機関は、確定拠出年金法等により、監督官庁に対して業務に関する報告を行うことを義務づけられています。報告義務に関する規定としては、確定拠出年金法第 50 条（事業主報告書の提出）、第 102 条（運営管理機関報告書の提出）があり、この他に確定拠出年金法施行規則第 27 条（事業主報告書の提出）、確定拠出年金運営管理機関に関する命令第 12 条（運営管理機関報告書の様式）などがあります。

まず、確定拠出年金法第 50 条で、事業主の報告義務についてみてみましょう。

第 50 条では、事業主に対して、企業型年金に係る業務についての報告書を厚生労働大臣に提出することが義務づけられています。報告書の提出は、確定拠出年金法施行規則第 27 条により、毎事業年度終了後 3 カ月以内に行わなければなりません。なお、事業年度は実施される企業型年金ごとに、企業型年金規約により定められます（確定拠出年金法施行令第 3 条）。

報告内容は、確定拠出年金法施行規則様式 7 号（「企業型年金に係る業務報告書」）により定められています。具体的には、実施事業所の情報、他の企業年金の実施状況、想定利回り、加入者等の人数等、掛金の状況、投資教育の実施状況、運用の方法の数などについて報告します。また、運営管理業務を行う事業主は、これらの報告書に加えて、確定拠出年金法施行規則第 27 条 2 項により、運営管理業務についての報告書を提出しなければなりません。この場合の報告内容は確定拠出年金法施行規則様式 8 号（「企業型年金の事業主に係る運営管理業務報告書」）により定められます。具体的には、業務別の加入等の人数、個人別管理資産総額、給付の状況、年齢階層別掛金額、個人別管理資産の受移換状況などについて報告します。

これらの報告書の確定拠出年金法上の提出先は厚生労働大臣ですが、報告書に記載されている提出先は、厚生（支）局長となっています。これは、確定拠出年金法上の厚生労働大臣の権限の一部は地方厚生局長に委任され、地方厚生局長に委任された権限は、地方厚生（支）局長に委任されることになっているからです（確定拠出年金法第 114 条第 3 項、第 4 項）。こうした権限の委任は、他の場面（企業型年金規約の承認など）でも見られます（権限委任が行われる具体的な場面は、確定拠出年金法施行規則第 71 条に定められています）。

また、これらの報告義務は、企業型年金を実施する事業主に対して課せられるものであり、個人型年金加入者を使用する事業主に対して課せられるものではありません。個人型年金加入者を使用する事業主に対しては、確定拠出年金法第 50 条に定めるような報告義務はありませんが、確定拠出年金法第 78 条により、所定の書類の提出などの必要な協力をするように努めることとされています（「個人型年金における事業主等の協力等」は第 44 講参照）。

次に、確定拠出年金法第 102 条で、事業主の報告義務についてみてみましょう。

第 102 条では、運営管理機関に対して、業務についての報告書（「業務報告書」）を主務大臣に提出することが

義務づけられています。報告書の提出は、確定拠出年金運営管理機関に関する命令第 12 条により、事業主が提出する報告書と同様に、毎事業年度終了後 3 カ月以内に行わなければなりません。

報告内容は、確定拠出年金運営管理機関に関する命令様式第 7 号（「業務報告書」）により定められています。具体的には、運営管理業務の受託数、受託業務ごとの加入者等の人数、運用の状況、給付の状況、年齢階層別掛金額、個人別管理資産の受移換状況などで、個人型年金の状況についても報告対象となります。

なお、確定拠出年金法上の提出先である主務大臣とは、厚生労働大臣及び内閣総理大臣のことです。これは、確定拠出年金法のうち、第 6 章（確定拠出年金運営管理機関）については、主務大臣を厚生労働大臣及び内閣総理大臣としていることによるものです。ただし、内閣総理大臣の権限は原則として金融庁長官に委任され、金融庁長官に委任された権限の一部は財務（支）局長に委任されるため、報告書に記載されている提出先は、厚生労働大臣、金融庁長官、財務（支）局長となっています。この点について、金融庁の事務ガイドラインでは、財務局長が運営管理機関に対して、厚生労働省を通して報告書を提出するように要請することとされています（第 3 分冊 11-4-3）。

報告義務については、実際に確定拠出年金の実施、運営に携わっていない人にとっては馴染みがない項目と思われませんが、報告期限や報告内容に加え、事業主、運営管理機関それぞれが報告義務を負うことや、報告書の提出先が異なる点などについて確認すると、制度全体の理解が深まります。なお、報告書は、厚生労働省のホームページや総務省の e - Gov でも確認できますので、一度確認しておくとい良いでしょう。

今回は、「個人型年金における事業主の協力等」です。

※記載内容は 2020 年 4 月 1 日現在の法令に基づくものです。